#### ○議事日程 (平成31年3月20日第3日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
- 日程第6 議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第7 議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程第10 議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第11 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第12 議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第13 議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更 について
- 日程第18 議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第19 議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第19号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第21 議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第23 議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについ

7

日程第24 議案第23号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて 日程第25 議案第24号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて 日程第26 議案第25号 平成31年度養老町一般会計予算 日程第27 議案第26号 平成31年度養老町国民健康保険特別会計予算 日程第28 議案第27号 平成31年度養老町簡易水道特別会計予算 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計予算 日程第29 議案第28号 日程第30 議案第29号 平成31年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算 平成31年度養老町上水道事業会計予算 日程第31 議案第30号 日程第32 議案第31号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計予算 日程第33 議案第32号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計予算 日程第34 議案第33号 平成31年度養老町介護保険事業特別会計予算 平成31年度養老町介護サービス事業特別会計予算 日程第35 議案第34号

\_\_\_\_\_\_

日程第36 議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算

## 〇本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

## 〇出 席 議 員

1番 北倉義博 2番 岩 永 義 仁 龍夫 3番 長 澤 4番 大 橋 三 男 三田 正 敏 太郎 5番 6番 吉田 7番 早 崎 8番 野 村 永 一 百合子 9番 田 中 敏 弘 10番 松永民夫 11番 林 輝 見 12番 青 山 貞 一

13番 水 谷 久美子

# 〇欠 席 議 員

なし

#### 〇地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

田丁	長	大	橋		孝	副	町	長	柏	渕	裕	昭
教 育	長	並	河	清	次	総務	务 部	長	田	中	信	行
総務部総務	課長	中	島	恵	美	総企画	務 政 策 課	部長	Ш	地	憲	元
総務部税務	課長	西	Ш	敏	明		国祉部長 福 祉 課		久仍	<b>R</b> 寺	利	明

住民福祉部 住民福祉部 伊藤幸広 川口智也 住民人権課長 子ども課長 住民福祉部 産業建設部長兼 渡辺 章 博 田中 一 也 生活環境課長 水 道 課 長 産業建設部 産業建設部課長 前 田 勝 治 松 尚 弘 泰 農林振興課長 產業建設部 産業建設部企業誘致 大 倉 修 高 橋 正人 • 商工観光課長 建設課長 会計管理者兼 教育委員会事務局長兼 野 村 博 佐 藤 治 嘉 但 会 計 課 長 スポーツ振興課長 教育委員会 教育委員会 田中 隆 古川一夫 教育総務課長 生涯学習課長 消防次長兼 三 和 隆 消 防 長 夫 吉 田 英 之 予 防 課 長 消防総務課長 廣澤幸雄 警 防 課 長 三 輪 則 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 藤田勝彦 議会事務局書記 稲川 諭実彦

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には御 多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

--- 「町民憲章」朗唱 ---

○議長(大橋三男君) ありがとうございました。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

ただいまから平成31年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、7番 早崎百合子君、9番 田中敏弘君、以上2 名を指名いたします。

〇議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、休会中に各常任委員会及び予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出をされております。詳細につきましては、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第3、議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定についてから、日程第22、議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)までの20議案を一括議題といたします。

この20議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査を されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。 最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 水谷久美子君。

〇総務民生委員長(水谷久美子君) 去る3月7日、各委員及び執行部の出席のもと総務 民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正9件、平成 30年度養老町一般会計及び特別会計補正予算4件の合計14件の議案についてであります。 委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定についてに関しましては、町民 に周知する方法はの問いに対し、町民の方には事案が起こったときの相談窓口を総務課 に設置し体制の充実を図り、窓口にチラシなどを置くなどして啓発したいと考えている との回答でした。

経済的負担の軽減の中身はの問いに対し、犯罪などにより死亡した場合の遺族支援金 30万円や、犯罪被害者本人に重傷病支援金10万円を支給するものとの回答でした。

次に、議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例についてに関しましては、消防職員が4人増員の配置場所はの問いに対して、大垣市との消防事務委託の中で上石津分署は13名とされていることから、4名の増員は養老本署に配置するものとの回答でした。

現在も高齢化率は上昇しているが、人口減少によって救急需要が減少に転じるのは何年ごろかの問いに対して、国立人口問題研究所の試算をもとにすると、2035年から2040年の間で変化があると考えているとの回答でした。

次に、議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、高田分室の廃止に関し、地元や利用者との協議内容はの問いに対して、平成29年度から話をしており、カラオケ、琴、高田まつりの利用者には高田公民館や中央公民館を使っていただくということで了解を得ているとの回答でした。

建物の今後の考え方はの問いに対して、現在、土地改良組合が利用している。現在、 建物をいつ壊すかということは決まっていないとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、条文に専門職大学の前期課程を加える意味はの問いに対して、専門職大学というのはことし4月に創設されるものであり、前期課程は短期大学の卒業者と同等の資格となるものとの回答でした。

専門職大学の具体例はの問いに対して、国際ファッション専門職大学と高知リハビリテーション専門職大学との回答でした。

次に、議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2議案に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第9号 災害 形 慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、保証人の条件として、人数や年齢制限はの問いに対して、県に確認したが、詳細はまだ定めていないとの回答でした。

災害の状況により保証人を立てられない場合の議論はの問いに対して、償還できなかった場合、債務を自治体が負わなければならないこともあり、近隣市町においても保証

人を規定しているため、当町でも規定することとした。なお、東日本大震災では保証人がいれば無利子、いなければ有利子として貸し付けを行っていたとの回答でした。

次に、議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例についてに 関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第7号)に関しましては、 総務民生委員会関連では、プレミアム商品券事業が民生費で計上する理由はの問いに対 して、対象者が低所得者や3歳未満のいる子育て世帯であるため。なお、事務としては 4課で配分するとの回答でした。

低所得者の位置づけはの問いに対して、住民税課税者の被扶養者を除いた住民税非課税者で、対象人数としては、低所得者数は5,000名、子育て世帯は450名として予算計上しているとの回答でした。

次に、議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関しましては、30年度の基金積立金に1億3,000万円を補正増しているが、次年度以降の対応はの問いに対して、新年度予算においても基金積立金に1億円予算計上したところであり、激変緩和措置は5年間続くものと想定しているが、毎年受けられるかは未確定との回答でした。

次に、議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)及び 議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の2議案 に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定1件、条例の一部改正9件、平成30年度養老町一般会計及び特別会計補正予算4件の合計14の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

**○議長(大橋三男君)** 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(大橋三男君) 田中敏弘君。
- ○9番(田中敏弘君) 議案第17号の平成30年度養老町一般会計補正予算に関して質疑を いたしたいと思います。

款16の寄附金ですが、節1ふるさと納税寄附金が1億78万円補正が上がっておりまして、ふるさと納税が増加したということで大変喜ばしいことですが、この点について増額の要因は何か、また寄附者、地域別の統計はあるのか、そして返礼品ベスト3等の議

論はありましたのか、伺いたいと思います。

- **〇議長(大橋三男君)** 総務民生委員会委員長 水谷久美子君、自席答弁。
- ○総務民生委員長(水谷久美子君) ただいまの田中議員の3点の御質問についてお答えをさせていただきます。

委員長報告には反映いたしませんでしたが、まず1点目のふるさと納税寄附金の増額 の要因についてですが、そのことについての議論はありませんでした。

2点目の寄附額の地域別統計については、県別の上位4件の回答がありました。1位が東京都、2位が愛知県、3位が神奈川県、4位が大阪府。ちなみに、岐阜県は8位との報告を受けました。

3点目の返礼品のベスト3については、養老町の場合は1位飛騨牛、2位富有柿、3 位豚肉とのことでした。

以上で3点の回答とさせていただきます。

○議長(大橋三男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 北倉義博君。

**○産業建設委員長(北倉義博君)** 去る3月7日、各委員並びに執行部の出席のもと産業 建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正3件、町道路線の廃止及び認定2件、平成30年度特別会計繰り入れの変更1件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算2件、合計8件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、条例改正の根拠はの問いに対して、西部簡易水道区域が上水道区域に変更となるため、水道法第10条第1項に基づき認可変更をするものとの回答でした。

次に、議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例について、議案第13号 町道路線の廃止について、議案第14号 町道路線の認定について及び議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての5議案に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第7号)に関しましては、 産業建設委員会関連で、まず歳出としては、1.元気な農業産地構造改革支援事業の減 額理由はの問いに対して、当初予算では4事業者を予定していたが、補助要件に当ては まらず2業者しか適用されなかったため。なお、適用されなかった理由としては、生産 性を向上させるということで採択されたが、そこまで収益が上がらなかったためとの回 答でした。

- 2. 多面的機能支払交付金事業の減額理由はの問いに対して、県において長寿命化の補助率が全体的に83%に圧縮されたためとの回答でした。
- 3. 有害鳥獣駆除事業費の減額理由はの問いに対して、当初予算では、主に鹿の頭数を360頭と見込んでいたが、200頭に減少したため。なお、減少の要因としては猟友会の高齢化もあるし、防護柵による鹿自体の減少もあるとの回答でした。

なお、鹿の頭数についてはよく分析して対処してもらえるよう要望しました。

次に、歳入としては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算 (第1号) に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正3件、町道路線の廃止及び認定2件、平成30年度特別会計繰り入れの変更1件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算2件、合計8件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長(大橋三男君) 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の 議員からの審査の経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会委員長に対する質疑が終わりました。

これより、議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず日程第3、議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例についての 討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についての 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行いま す。 討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例 についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号 町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入 れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算(第7号)の討論 を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算 (第1号) の討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算 (第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

○議長(大橋三男君) 続いて、日程第23、議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、日程第36、議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの14議案を一括議題といたします。

この14議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、委員長より審査の経 過並びに結果についての報告を求めます。

予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 三田正敏君。

○予算特別委員長(三田正敏君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月8日、11日、12日の3日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成31年度一般会計及び各特別会計等11件の歳入歳出予算、並びに特別会計の繰り入れ3件について審査をいたしました。結果を報告いたします。

委員会では各部署ごとに課長・係長への質疑を行っていき、最後に町長を初め、特別職や部長等への総括質疑と各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、重立った審査内容について報告をいたします。

まず最初に、議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第24号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの3件は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 平成31年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりです。

総務費関係といたしましては、1. ふるさと納税推進事業について、新たな返礼品の開発や窓口サイトを拡充する考えはの問いに対しては、返礼品の開発については、物品、養老公園の宿泊品や、主要産業である食肉産業の事業者とも相談しながら本町に来てもらえるようなお礼品を開発したい。窓口の拡充については、現状では担当課窓口、それからポータルサイトの楽天市場と「さとふる」の3つであるが、今年度6月に予定されている法改正を見きわめながら別のサイトも検討したいという回答でありました。

なお、養老町は池が多く、愛好家の方たちにはルアーが人気であるため、ルアーの開発について研究してほしいとの要望がありました。

2つ目、移住定住促進事業の事業メニューと金額はの問いに対しては、東京圏からの移住事業として1件100万円、3世代ハッピースマイル事業補助金として21件575万円、若者定住マイホーム取得支援事業補助金として6件165万円、孫育てサポート事業として3人程度18万円を予定しているという回答でありました。

なお、補助金交付要綱が整備されたら早目に周知してもらいたいとの要望がありました。

次に、婚活支援事業の実績と今後の展開はの問いに対しては、実績としては、町など

のイベントとして年一、二回実施しており、数組のカップルが成立、結婚に至ったカップルも1件ある。次年度も、1回のイベントとサポーターの引き合わせを行っていく。なお、登録数は男性26名、女性9名という回答でありました。

民生費関係といたしましては、1. プレミアムつき商品券の内容はの問いに対しては、対象は3歳未満の子育て世帯分が450人、住民税非課税世帯分が5,000人。スケジュールとしては、31年7月に勧奨を始め、10月に引きかえ券を渡してから商品券を販売する。販売方法は、2万円をお支払いいただき2万5,000円の商品券をお渡しする。使用期限は32年3月まで。なお、商品券の転売は禁止されており、転売が疑われる場合は通報することになっている。詳細な内容については、現在、県からも未定稿としか示されていないが、町内事業所を広く当たり、極力地域の商店で消費されるようにしていきたいという回答でありました。

次に、ねんりんピック開催事業費の内容はの問いに対しましては、町の補助金は234万5,000円であり、県の補助金135万8,000円と合わせて実行委員会へは307万3,000円が補助される。なお、ねんりんピックのリハーサルは11月24日に予定されているという回答でありました。

次に、保育士の職員数と離職率はの問いに対しては、来年度の正職員数は主任と保育 教諭合わせて29人、臨時職員数は29人を予定している。離職率は算出していないが、30 年度の退職者数は途中退職者等4名であったという回答でありました。

次に、衛生費関係といたしましては、1. 風疹ワクチンの予防接種事業の内容はの問いに対して、今後3年間で昭和37年4月2日から54年4月1日生まれの男性に風疹の抗体検査をし、抗体がなければ風疹の予防接種をするもので、来年度は昭和47年から54年までを実施する。対象人数は1,400人のうち80%、1,100人が抗体検査を受け、うち20%、220人が陰性者の予防接種対象者として見込んでいる。なお、職場の特定健診と一緒に受けられ、小さな事業所へは事業所への働きかけと対象者へのクーポン券を送って周知したいという回答でありました。

2. 塵芥処理費について、10日間の大型連休中のごみ収集対応はの問いに対して、特別収集日を1日設けている。委託業者へは通常業務としてお願いしており、清掃センターにおいては南濃衛生組合の職員一、二名が交代で対応するという回答でありました。

次に、農林水産業費関係といたしまして、1. 競争力強化生産総合対策条件整備事業について、機械リースを予定している3農業者以外で、町内でキャベツを生産している事業者との協議の状況はの問いに対しては、産地パワーアップ計画に関して30年度に行政とJA、サラダコスモが入って8回ほど話し合いをし、産地を拡大できるよう協力を願うよう進めてきており、また近いうちにサラダコスモと担い手との話し合いをする機会も計画しているので、今後は利用者の意向調査も含めながら町の農業発展に寄与できるように進めたいという回答でありました。

なお、行政やJAが中に入って調整を進めてもらいたいとの要望がありました。

次に、新規就農者経営安定支援事業費補助金、競争力強化生産総合対策条件整備事業、担い手確保・経営強化支援事業が新規事業として計上されているが、30年度中に当町から申請しても採択されなかった案件についての見解はの問いに対しては、補助金事業ごとに借り入れをすることや事業の効果が出ることなどの条件があるので、農業者の方と綿密に打ち合わせをして予算計上をしている。30年度では機械を買っても要件に合致しないことがあったが、しっかり農業者と協議を進めながら確実に予算執行できるように進めたいという回答でありました。

なお、採択された農業者のケアについて、課としても戦略を持って考えてもらいたい との要望がありました。

3番、大型共同作業場運営対策事業費について、施設整備に関しては町の見解はの問いに対しては、現在、町の施設なので修繕は町で実施するが、施設の老朽化により大規模な修繕が必要となる場合には、町として検討することになる。なお、組合では電気代、ガソリン代、オペレーター賃金等を支出されているという回答でありました。

商工費関係では、ふるさと養老観光宣伝費の養老サービスエリア情報発信事業の実施場所と実施時期はの問いに対しては、実施場所は、養老サービスエリアの下りイベントスペース。実施時期は、7月中旬から8月上旬の海の日・山の日、または9月中旬から下旬のシルバーウイークのどちらか1日を予定しているという回答でありました。

なお、特産ブランドの肉を販売する場合は、衛生面を考慮し、9月中旬から下旬に実施してもらえると町の発展につながるとの要望がありました。

次に、地域未来投資促進法関連事業で補助金を交付する事業者はの問いに対して、地域経済牽引事業者で今のところサラダコスモの1社のみであるが、今後、牽引する事業者をふやすことを目的に事業を新設したものである。また、企業誘致には奨励金制度もあるが、それ以外にも町をアピールできるものをふやしたいという思いもあるという回答でありました。

土木費関係といたしましては、建築物等耐震化促進事業について、民間ブロック塀を除去するための補助内容はの問いに対しては、補助対象限度額は上限22万5,000円(補助限度額15万円)であり、上限を超えた分は個人負担になる。件数としては10件を予定しており、申請が想定以上に多い場合は財政担当と協議をするという回答でありました。

2. 空家活用促進事業の内容はの問いに対しては、補助金は上限30万円であり、内訳は建築物の改修に10万円、町外からの移住の場合10万円、中学生以下5万円、空き家バンク5万円という回答でありました。

消防費関係といたしましては、1. 防災行政無線デジタル化整備事業について、住民 にとってのメリットはの問いに対しては、デジタル化に当たり、町内全体に音が届くよ うに子局の増設及びスピーカーの更新を行うことにより聞こえやすくなる。なお、整備 としては、31年度は主に親局、32年度は主に子局とスピーカーの整備をするという回答でありました。

2. 古い小型ポンプの処分の流れはの問いに対しては、消防団の小型ポンプは貸し与 えなので、新規を与えると引き上げ、要望があるところに金属卸に現金化した場合の金 額でお譲りしているという回答でありました。

教育費関係といたしましては、小学校のプログラミング教育の今後の進め方はの問いに対して、30年度に日吉小学校の5・6年生が日吉のコミュニティ・スクールのボランティアの方がつくったプログラミングキットでプログラミング学習を実施した。その方がつくったのは、点滅させたり自動販売機からジュースが出たり、人が通るとライトがつくもの。31年度は購入する20セットを貸し出し、32年度でさらに20セットを購入したい。費用は20セットで37万3,200円という回答でありました。

次に、次世代育成支援・女性活躍推進拠点創出事業の内容はの問いに対して、大垣の特定非営利活動法人「くすくす」に委託しており、女性の活躍推進に関するテーマの講座を年2回実施している。なお、改元1300年祭の際に町が申請した補助金の関係で、5年間は継続しなければならないという回答でありました。

次に、歳入といたしまして、1. 町民プールの赤字5,500万円は今後も続くのか。また、命名権使用料の内容はの問いに対しては、町民プールの経常経費としてこれくらいの収支の開きがあり、それ以外にも臨時的な熱源の改修もあるので、今後の方針について早いうちに結論を出したい。また、命名権使用料については、30年度から5年間、スポーツマックスより年間108万円の収入があるという回答でありました。

次に、議案第26号 平成31年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のと おりであります。

1. 特定健診の勧奨方法はの問いに対しては、今後もコールセンターでの受診勧奨を 行い受診率は伸びているところですが、より一層進めるために過去の健診結果をデータ 化した勧奨はがきを作成しますという回答でありました。

次に、議案第27号 平成31年度養老町簡易水道特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 水道メーターの検針業務を外部委託するに当たり、現在の検針料との比較はの問いに対しては、現在の検針業務は1戸当たり83円であり、外部委託については管理業務を含めた委託なので単純に比較はできないという回答でありました。

次に、議案第28号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は 次のとおりであります。

繰入金の今後の対応はの問いに対しては、処理頭数は平成元年に12万頭であったが、 31年度は3万頭の見込みであるため、今後、頭数がふえることは考えにくく、また新基 幹市場に移行するまでは現在の食肉事業センターを維持していく必要があるため、財政 的に抑えながら継続して運営をしていきたいという回答でありました。

次に、議案第29号 平成31年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は 次のとおりであります。

1. 現在の対象者数はの問いに対しては、29件が滞納しており、うち8件が時効援用者、5件が差し押さえ進行中、16件が分納誓約を進めながら少しずつ納付をしているという回答でありました。

なお、あと3年で正規償還が終わるので、行政としての結論を出してもらいたい。国 の補助制度を活用して町の損失を少なくなるような方策にしてほしいという要望があり ました。

次に、議案第30号 平成31年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりであります。

管路洗浄を行う地域に関して、池辺の一部とはどの地域か。また、管路洗浄の周知方法はの問いに対しては、池辺の実施地域については、大部分が大場で残りは瑞穂と根古地の一部。周知方法については、広報と各戸に業者からお知らせをするという回答でありました。

次に、議案第31号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計予算の主な論点は次の とおりであります。

処理場の委託費の状況はの問いに対しては、委託費については、ここ数年ほぼ横ばいの状況。ただ、30年度は施設の修繕を幾つか行ったという回答でありました。

次に、現在の水洗化率の問いに対しては、29年度末で66.8%という回答でありました。 次に、議案第32号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の主な論点は次 のとおりであります。

1. 加入率はの問いに対しては、総数127件のうち7件が未加入であるため、加入率は94.2%という回答でありました。

次に、議案第33号 平成31年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のと おりであります。

1. 介護認定審査会委員の報酬の状況はの問いに対しては、委員長及び職務代理者が2万3,600円、医療が2万400円、保健及び福祉が1万6,000円という回答でありました。次に、3月末で大垣タクシーが介護タクシー事業から撤退するが、今後の方針はの問いに対しては、窓口に相談いただければ介護タクシーと類似の事業を行っている事業所を紹介したい。養老町社会福祉協議会のリフトカーは、家族が運転するのであれば利用可能である。また、第8期介護保険事業計画に関するアンケート調査でそういった需要が反映されれば、次期の計画の中で検討をしたいという回答でありました。

なお、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターも一緒になって検討してほしい。 対象者には文書でお知らせしてほしい。一種免許でも講習を受ければ有償で運転できる ので、シルバーで対応できるような検討をしてほしいという要望がありました。

3. 大垣タクシーの撤退理由はの問いに対して、利用方法として西美濃厚生病院への送迎が上げられるが、従来は待ち時間で一般の方の送迎をしていたが、オンデマンドバスができてからは運営が厳しくなったためと聞いているという回答でありました。

普通徴収と特別徴収の割合はの問いに対して、31年度予算ベースで普通徴収91.23%、特別徴収8.50%という回答でありました。

次に、議案第34号 平成31年度養老町介護サービス事業特別会計予算は、特に質疑は ありませんでした。

次に、議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次の とおりであります。

普通徴収と特別徴収の割合はの問いに対しては、平成30年12月現在、特別徴収3,746 人、普通徴収961人であり、全体の8割が特別徴収であるという回答でありました。

次に、総括質疑の主な論点は次のとおりであります。

本庁舎の老朽化に対する幹部の考えはの問いに対して、本庁舎の建てかえはここ10年 や20年では難しいと考えている。本庁舎では雨漏りや空調を改修する必要があり、外部 の施設も相当な老朽化があるため、建設課で優先順位をつけさせていたが、それがよう やくまとまってきたところであるという回答でありました。

2. 国の就学援助補助金交付要綱の改正に伴い、当町においても入学前支給を実施する考えはの問いに対して、入学に要るお金は3月中に要るので、早目に国に請求して3月に支給する方向で検討している。なお、31年度については、場合によっては補正対応もあり得るので御理解をいただきたいという回答でありました。

以上、審査に付されました平成31年度一般会計、各特別会計等の11件の歳入歳出予算、 並びに特別会計繰入れ3件についての議案については、このような質疑、討論を経て採 決の結果、全て挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、平成31年度養老町介護保険事業特別会計予算について特別に報告すべき事項は 次のとおりであります。

少子・高齢化・人口減少は想定以上の速さで進み、養老町の独居老人登録者数、要支援・要介護者の認定数も増加している現状を踏まえると、福祉輸送サービス、すなわち福祉タクシーが必要不可欠の状況になるのは目に見えている。この状況を踏まえ、課題解決のために担当課の健康福祉課は無論、地域包括支援センター、養老町社会福祉協議会が一堂に会し、早急に対応を協議すべきと求めます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

**〇議長(大橋三男君)** 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の

委員からの審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(大橋三男君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第23、議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入 れについての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第23号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れ についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号 平成31年度養老町一般会計予算の討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号 平成31年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を 行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号 平成31年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第28号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(大橋三男君) 岩永君。
- 〇2番(岩永義仁君) 休憩動議をお願いします。
- 〇議長(大橋三男君) 休憩。

[「訂正があるかもしれないので」の声あり]

〇議長(大橋三男君) 了解しました。

それでは、ここでこれより暫時休憩といたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長(大橋三男君) それでは休憩を解き、再開をいたします。

次に、日程第30、議案第29号 平成31年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第30号 平成31年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第31号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計予算の討論 を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第32号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、本議案につきまして、ここで採決を前に委員長報告内容の訂正の申し出がございましたので、ここで許可をいたします。

予算特別委員会委員長 三田正敏君。

〇予算特別委員長(三田正敏君) 先ほど、私の委員長報告の中で、31年度養老町介護保 険事業特別会計予算で普通徴収と特別徴収の割合はの問いに対して、31年度予算ベース で特別徴収91.23%、普通徴収8.50%という回答に御訂正をいただきたいと思います。 大変失礼しました。

○議長(大橋三男君) それでは、次に日程第34、議案第33号 平成31年度養老町介護保 険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第34号 平成31年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論 を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(大橋三男君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

○議長(大橋三男君) これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審査は全て 終了をいたしました。

お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営 委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、 議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

\_\_\_\_\_

〇議長(大橋三男君) お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集 手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全 ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託するこ とに決定をいたしました。

〇議長(大橋三男君) お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

\_\_\_\_\_\_

○議長(大橋三男君) お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定

○議長(大橋三男君) それでは、これで本日の日程は全て終了をいたしました。会議を 閉じます。

これをもちまして、平成31年第1回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでした。

(閉会時間 午前11時03分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

# 平成31年3月20日

議 長 大 橋 三 男

議 員 早 崎 百合子

議員 田中敏弘